

森林環境譲与税の使い道について

本町の総面積に占める森林の割合は 64%となっており、森林の有する多面的機能の発揮に向け、森林環境譲与税を活用し、森林整備の推進、林業の人材育成・担い手確保、木材利用の促進、森林環境教育など、様々な取り組みを行っています。

○ 森林整備の推進

森林の持つ公益的機能等の発揮を目的として、町内の私有林の整備についての助成を行っています。



○ 人材育成・担い手確保

今後の森づくりを担う人材育成を目的として、北海道林業・木材人材育成支援協議会への負担金を拠出し、協議会が実施する就学活動への委託を行っています。



○ 木材利用の促進

森林資源の有効活用を目的として、「緑の循環認証会議（SGEC）」認証を取得し、木材利用の促進を図っています。



○ 普及啓発

地球温暖化防止、CO₂排出削減など森林の果たす役割について、実際に木に触れながら森林の公益的機能の普及啓発を目的として、植樹活動などを行うことにより森林環境教育の推進を図っています。

